

寄付行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本財団は、財団法人ヤマト福祉財団と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区銀座 2 丁目 12 番 15 号に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本財団は、障害者の自立及び社会参加に関する各種の活動に対し幅広い援助を行い、もって、障害者が健康的で明るい社会生活を営める環境づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の自立及び社会参加に関する活動に対する援助
- (2) 障害者の自立及び社会参加のための講演・研修等の実施
- (3) 障害者による又は障害者を対象とする文化事業の実施と援助
- (4) 障害者又は障害者の子弟に対する学費の援助
- (5) 障害者を対象とするボランティア活動の援助
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 会費収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行株式

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・保管)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で管理・保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 本財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 14 条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 16 条 本財団に、次の役員を置く。

理事 6人以上 10人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選によりこれを選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか 1 人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、理事のいずれか 1 人と親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第 18 条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは第 4 章又は第 5 章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第 19 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条 役員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 18 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合には、その日から 14 日

以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数・出席者数及び出席者氏名(書面表決者の場合にあつては、その旨を付記する。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 31 条 本財団に、評議員 6 人以上 10 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の現在数は、理事の現在数と同数以上でなければならない。
- 4 評議員のうち・役員のいずれか 1 人と親族その他特別の関係にある者の数、又は評議員のいずれか 1 人と親族その他特別の関係にある者の数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 評議員には、第 19 条・第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 24 条第 3 項第 3 号、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 33 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 34 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 本財団が解散のときに有する残余財産は理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、国・地方公共団又は本財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 7 章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

第 36 条 第 4 条に規定する支援の対象となる個人・団体又は施設を選考するため選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は5名以上7名以内の委員をもって構成する。
- 3 委員は学識経験のある者の内から、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 4 委員には理事及び評議員をそれぞれ各1名を含むものとする。
- 5 委員には、第19条の規定を準用する。この場合において、条文中「役員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 37 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 38 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)寄附行為
- (2)理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3)許可、認可等及び登記に関する書類

- (4)寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7)その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第39条 本財団の賛助会員は、本財団の目的及び趣旨に賛同し、協力する団体若しくは法人又は個人とし、賛助会員に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 補則

(委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(本財団が有する株式に係る議決権行使の制約)

第 41 条 本財団は、本財団が基本財産として有する会社の株式(当該株式を本財団に対して贈与した者が本財団の役員であるものに限る)に係る議決権を行使しようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
 - 2 本財団の設立当初の役員は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までとする。
 - 3 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
 - 4 本財団の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。
- ※ 平成 14 年 2 月 27 日一部改正、同年 3 月 22 日付・厚生労働大臣認可。
- ※ 平成 19 年 9 月 26 日一部改正